

区・市アーチェリー協会(連盟)会長 殿

東京都アーチェリー協会
理 事 長 松村 晃志
審判部会長 小杉 理加

身体に障がいのある競技者の競技参加に対する都ア協の対応について

平素より東京都アーチェリー協会の事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2020 年の競技規則改正により、身体に障がいのある競技者は、国際もしくは国内クラス分け委員により判定されたクラス分けカードを所持しない競技者でも、競技会主催者に補助用具の使用を申請し認められれば、記録を公認されることになりました。

つきましては東京都アーチェリー協会主催の競技会における補助用具の使用申請、ならびに認定基準等の対応について、全ア連の発信文書(全ア連競技第 20-031 号)に準じ、下記のように決定しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 身体に障がいのある競技者の補助用具の使用申請について
 - ① クラス分けカードを所持する競技者、所持しない競技者ともに、都ア協主催の競技会の申込書備考欄に使用する補助用具を記載する。
 - ② 競技会当日は、用具検査時にクラス分けカード、もしくは日本身体障害者アーチェリー連盟(以下、日身ア連と記載)の会員証裏面を提示する。
2. 競技会への参加および全ア連公認競技会の記録の公認について
 - ① クラス分けカードを所持する競技者は、申請した補助用具の使用が許され、記録は公認となる。
 - ② クラス分けカードを所持しない競技者
 - i. 日身ア連に登録する競技者は、会員証裏面に記載された補助用具の使用が許され、記録は公認となる。
 - ii. 日身ア連に登録のない競技者は、競技会に補助用具を使用して参加できるが、記録は公認としない。ただし、リカーブ 70m ラウンド・コンパウンド 50m ラウンド・ベアボウ 50m ラウンド大会の参加資格は全ア連会員登録者とする。
 - iii. 日身ア連に登録のない競技者でも、補助用具を使用しない競技者は、記録は公認となる。
 - ③ 大会当日にクラス分けカード、もしくは日身ア連の会員証を忘れた競技者補助用具を使用して競技に参加できるが、指定した期限内にカード情報を提出しなかった場合、記録は公認しない。
3. 適用
2020 年 12 月 1 日以降に開催される競技会より適用する。

以上